

規程管理部門：RTSMS推進管理室

承認	審査	作成
青柳専務	青柳専務	白土 H29. 8. 22

安全管理

【 規程内容 】

第 1 章 総 則

第1条 総 則

第2条 目 的

第3条 適用範囲

第 2 章 事業運営方針等

第4条 RTS方針

第5条 RTS目標

第6条 RTS詳細目標

第7条 安全に関する計画

第 3 章 安全の確保及び管理体制

第8条 トップマネジメントの責務

第9条 組 織

第10条 安全統括管理者の選任・解任

第11条 安全統括管理者の責務

第 4 章 安全の確保及び管理方法

第12条 RTS詳細目標の実施

第13条 情報の共有及び伝達

第14条 事故・災害等の報告・連絡体制

第15条 教育・訓練及び研修

第16条 内部監査

第17条 業務改善

第18条 情報の公開

第19条 規定の見直し

第20条 記録の管理等

第21条 本規程の未記載内容

日 付	制・改訂履歴	Ver.	制・改訂者
H25. 12. 20	初版制定。	△0	-
H29. 8. 22	書式変更、現状に合わせて各所を内容追加、変更、削除。	△1	白土
		△	
		△	

管理番号	0208-14-1018	△1
------	--------------	----

第1章 総 則

第1条 総 則

本規程は、浜通り交通株式会社の組織であるバス事業部及び旅行事業部の事業運営に於けるRTS及びRTSMSの安全管理について適用する。

RTSMS : Road Traffic Safety Management Systems

RTSMS = 道路交通安全マネジメントシステム = ISO39001

第2条 目 的

本規程は、RTS国際規格に基づいた自社のRTSMSの確立・運用・維持・改善による安全運行システムの確立と、道路交通死亡事故ゼロ・重大負傷事故低減への貢献及び道路交通法（以下「法」と云う）第22条の2の規程を基にした遵守事項の設定と輸送の安全性を確実にすることを目的とする。

第3条 適用範囲

本規程は、組織が運営する以下の旅客運送事業に関わるプロセスに適用する。

	事業部名	拠 点	プロセス
1	バス事業部	本 社	総務部・業務部・RTSMS推進管理室
2		南部営業所	運行管理部・整備管理課・運行課
3		平営業所	
4	旅行事業部	本 社	グランツアー浜交

第2章 事業運営方針等

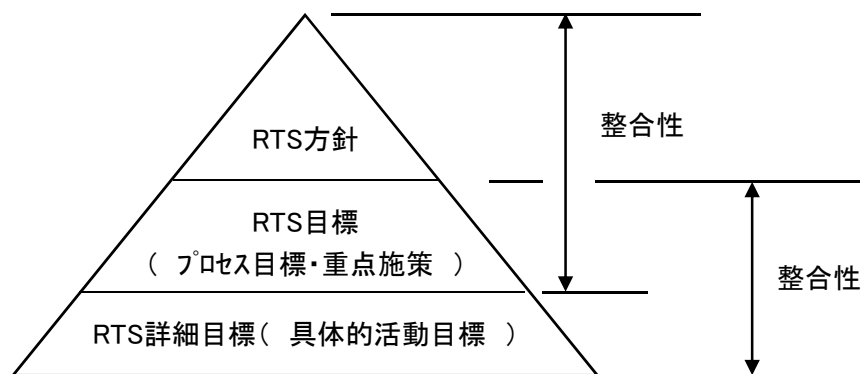
第4条 RTS方針（安全に関する基本方針）

1. 輸送の安全に関する基本方針 = RTS方針（道路交通安全方針）とする。
2. RTS方針は会社の最上位方針（目標）であることを、組織の全要員へ確実に周知する。
3. トップマネジメントは輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、組織においてそのリーダーシップを発揮し、RTS国際規格に適合するRTSMSの構築を確実にする。

また現場に於ける安全に関する声に耳を傾けるなど、現場の状況を十分に踏まえつつ、組織要員に対し輸送の安全を確保した旅客輸送が最も重要であるという意識を浸透させる。

【関連規程・資料】 RTS方針

管理番号 0101-13-3003



4、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（P・D・C・A）を確実に実施し、安全対策を定期的に見直すこと及び要員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上を図る。

また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公開する。

【関連規程・資料】 継続的改善規程

管理番号 0208-14-1009

第5条 RTS目標

- 1、RTS目標 = プロセス目標（部門目標） = 重点施策とする。
- 2、RTS目標は各プロセスに於ける最上位目標であることを、部門の全要員へ周知する。
- 3、前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。
 - (1) 輸送の安全確保が最も重要であるという認識を徹底し、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守する。
 - (2) 輸送の安全確保に係る費用支出及び投資を積極的、且つ効率的に実施する。
 - (3) 定期的に内部監査を行い、必要な是正処置及び予防処置を講じる。
 - (4) 輸送の安全確保に関する情報の連絡体制を確立し、組織及び利害関係者へ必要な情報を伝達、共有する。

- (5) 輸送の安全確保に関する教育・訓練及び研修の具体的な計画を策定し、組織要員へ計画に基づき実施する。

【関連規程・資料】	RTS目標	管理番号 0206-15-13001
	内部監査規程	管理番号 0208-14-1001
	不適合及び是正処置規程	管理番号 0208-14-1010
	教育・訓練規程	管理番号 0208-14-1012
	年間教育・訓練実施計画書	管理番号 0206-15-1007
	RTSマネジメント教育	—

第6条 RTS詳細目標

- 1、組織は第5条のRTS目標と整合性のあるRTS詳細目標を設定する。
- 2、RTS詳細目標は、RTS方針・RTS目標を達成する為に実施する具体的な活動目標であることを部門要員へ周知し、確実に実施する。
- 3、各部署が設定したRTS詳細目標はその結果を月毎に監視・測定・分析・評価し、各部門要員へ報告すると共に、目標達成を確実にする。

【関連規程・資料】	RTS目標規程	管理番号 0208-14-1005
	RTS目標・詳細目標一覧	管理番号 0208-15-9003
	監視・測定・分析・評価規程	管理番号 0208-14-1016
	月次報告書	管理番号 0208-16-4001

第7条 安全に関する計画

前条に掲げる目標達成のため、輸送の安全を確保に必要な計画を設定すると共に、定期的にその計画をレビューし、必要に応じて修正する。

【関連規程・資料】	教育・訓練規程	管理番号 0208-14-1012
	年間教育・訓練実施計画書	管理番号 0206-15-1007
	年間活動計画・設定文書一覧	管理番号 0208-15-1002
	RTSマネジメント教育	—
	月間活動目標	—

第3章 安全の確保及び管理体制

第8条 トップマネジメントの責務

- 1、輸送の安全確保に関する最終的な責任を有する。
- 2、輸送の安全確保に関し、資源投資、安全管理体制の構築など、必要な処置を講じる。
- 3、輸送の安全確保に関し、安全統括責任者の意見を尊重する。
- 4、輸送の安全を確保する為の業務の実施及び管理の状況が適切かを確認し、必要に応じて改善を実施する。
- 5、マネジメントレビューを開催し、運用しているRTSMSが安全運行に有効的に機能しているか否かを評価する。

【関連規程・資料】	マネジメントレビュー規程	管理番号 0208-14-1002
	資源投資規程	管理番号 0208-14-1013
	年間投資計画書	管理番号 0101-15-1002
	年間予算計画書	管理番号 0208-15-1001

第9条 組 織

- 1、次に掲げる者を専任し、輸送の安全の確保について責任のある体制を構築し、輸送の安全を確保する為の組織構築を確実にする。
 - (1) 安全統括管理者
 - (2) 運行管理者
 - (3) 整備管理者
 - (4) その他、必要な責任者(以下『責任者』と云う)
- 2、安全統括管理者は輸送の安全の確保に関し、南部営業所・平営業所の指導・監督を行うと共に旅客運送の安全性の向上に努める。
- 3、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等の理由で不在の場合、別なるトップマネジメントがその代行を行う。

【関連規程・資料】	組織の役割・責任・権限	管理番号 0208-14-1011
	RTSMSマネジメント管理体制	管理番号 0208-15-7001
	緊急連絡体制	管理番号 0206-15-8001

第16条 内部監査

- 1、安全統括管理者は、RTSMSの有効性・妥当性を評価するため内部監査規程に基づき内部監査を実施する。
- 2、安全統括管理者は重大な事故・災害等が発生した場合、又は同種の事故・災害等が繰り返して発生した場合、その他特に必要と認められる場合には内部監査規程に基づき、特別内部監査を実施する。
- 3、安全統括管理者は、前各号の内部監査の結果をトップマネジメントへ報告すると共に、改善すべき内容について是正処置・予防処置を講じる。

【関連規程・資料】	内部監査規程	管理番号 0208-14-1001
	内部監査是正処置報告書	管理番号 0208-16-4003
	内部監査フロー	管理番号 0208-15-3002

第17条 業務改善

- 1、責任者は、安全統括管理者から事故・災害等に関する内容又は前条の改善すべき内容の指示を受けた場合、輸送の安全確保のために必要な是正処置・予防処置を講じる。
- 2、責任者は悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保の為に処置を講じる。

【関連規程・資料】	継続的改善規程	管理番号 0208-14-1009
-----------	---------	-------------------

第18条 情報の公開

- 1、組織は下記事項について、毎事業年度の経過後100日以内に外部に対して公開する。
 - 1、RTS方針。
 - 2、RTS目標及びその達成状況。
 - 3、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計。
 - 4、安全管理規程。
 - 5、輸送の安全の為に講じた処置及び講じようとする処置。
 - 6、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制。
 - 7、組織要員への教育及び研修の実施状況。
 - 8、輸送の安全に関する内具監査の結果、それに基づき講じた処置及び講じようとする処置。

9、安全統括管理者に関する情報。

2、組織は、事故発生後における再発防止策、行政処分後に輸送の安全の確保の為に講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公開する。

第19条 規程の見直し

1、本規程はRTSMS推進管理室が管理し、定期的にレビューを実施する。

第20条 記録の管理等

責任者は、輸送の安全に関する事業運営上に必要なRTS・RTSMSに関わる下記の文書・記録等は、文書管理規程に基づいて保管・管理する。

	文書・記録		文書・記録
1	RTSマニュアル	11	マネジメントレビュー資料
2	RTS規程	12	事故報告書
3	RTS方針	13	クレーム報告書
4	RTS目標	14	RTSマネジメント月次報告書
5	RTS詳細目標	15	ヒヤリハット情報分析報告書
6	RTSマネジメント管理体制	16	内部監査計画・結果報告書
7	年間資源投資計画書	17	教育・訓練実施記録
8	部門毎年間予算計画書	18	リーダー会議議事録
9	部門毎年間教育・訓練計画書	19	安全衛生委員会議事録
10	作業基準書	20	その他

【関連規程・資料】

文書管理規程

管理番号 0208-14-1014

第21条 本規程の未記載内容

本規程、全20条に規程していない事項については、都度関係者の協議にて決定する。

その決定事項について本規程に追加する必要がある場合は、RTSMS推進管理室が都度追記し改訂する。